

中央新幹線(品川・名古屋間)の 使用の認可に関する処分の手続について

国土交通省 都市局 都市政策課
平成30年6月



国土交通省

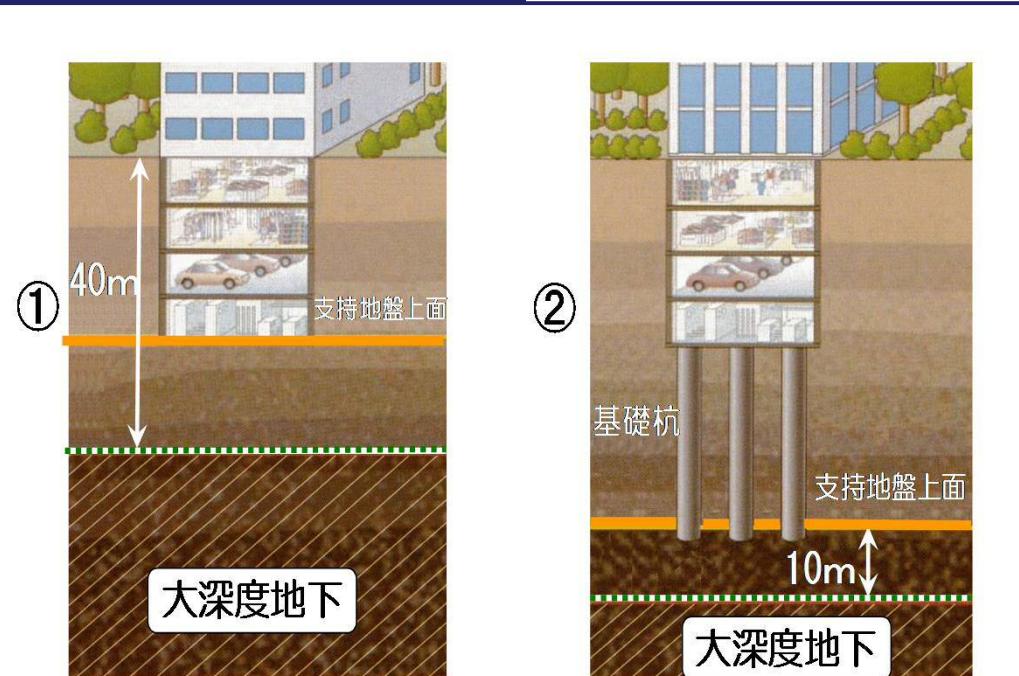
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

大深度地下使用認可の手続について①

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法に基づく使用の認可の効果

大深度地下の公共的使用(河川事業、道路事業、鉄道事業等の公共公益事業)については、使用認可を受けることにより事業者は事前に補償を行うことなく事業を実施することができる。(法第25条等)

大深度地下の範囲(法第2条等)



**地下室の建設のための利用が通常行われない深さ
(地下40m以深)**

**建築物の基礎の設置のための利用が通常行われない深さ
(支持地盤上面から10m以深)**

①または②のうちいずれか深い方の深さの地下

対象地域(法第3条等)

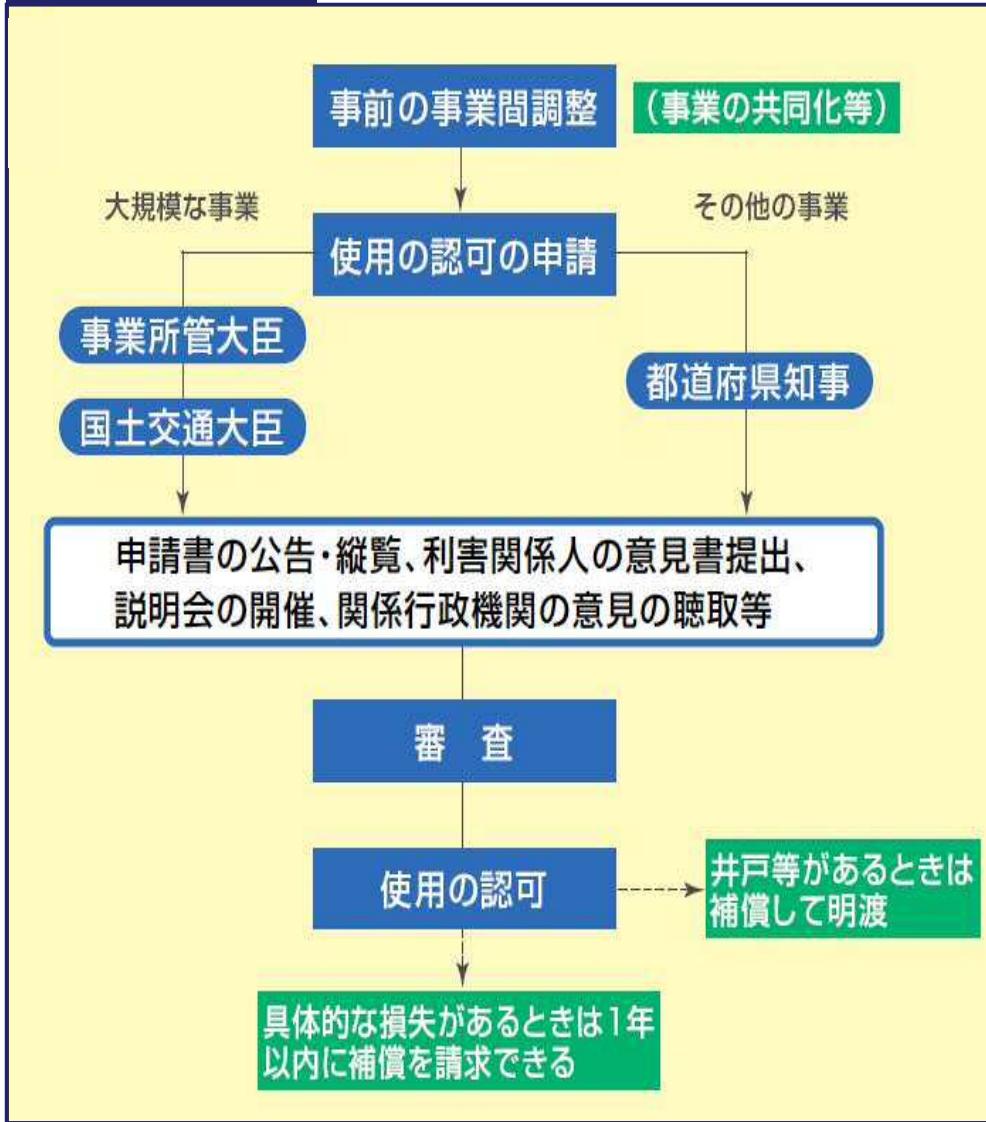


茨城県	龍ヶ崎市	常総市	猿島郡	取手市	坂東市	牛久市	守谷市	つくばみらい市	五霞町	境町	利根町
埼玉県	さいたま市	川越市	行田市	所沢市	所沢市	鶴ヶ島市	加須市	東松山市	泰日部市	狛山市	志木市
	羽生市	鶴巻市	草加市	越谷市	北本市	日高市	戸田市	入間市	朝霞市	幸手市	進岡市
	和光市	新座市	桶川市	鶴ヶ島市	吉川市	鳩山町	富士見町	ふじみ野市	三郷市	越生町	滑川町
	坂戸市	幸手市	我孫子市	吉見町	八潮市	八幡町	三芳町	白岡市	杉戸町	松伏町	
千葉県	千葉市	市川市	船橋市	木更津市	松戸市	野田市	市原市	佐倉市	習志野市	柏市	袖ヶ浦市
	市原市	流山市	八千代市	我孫子市	鎌ヶ谷市	君津市	富津市	浦安市	四街道市		
	印西市	白井市	富里市	我孫子市	栄町						
東京都	特別区	八王子市	立川市	武藏野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市	町田市	
	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	
	東久留米市	武蔵山村	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	端高町	日の出町		
神奈川県	横浜市	川崎市	横須賀市	平塚市	鎌倉市	藤沢市	小田原市	茅ヶ崎市	逗子市	綾瀬市	葉山町
	三浦市	秦野市	厚木市	大磯町	二宮町	中井町	大井町	海老名市	座間市	愛川町	
	寒川町							開成町			

*首都圏整備法の既成市街地又は近郊整備地帯の区域内にある市町村の区域 1

大深度地下使用認可の手続について②

使用認可の手続き



使用認可の要件(法第16条)

- 1号要件：事業が第四条各号に掲げるものであること。
- 2号要件：事業が対象地域における大深度地下で施行されるものであること。
- 3号要件：事業の円滑な遂行のため大深度地下を使用する公益上の必要があるものであること。
- 4号要件：事業者が当該事業を遂行する十分な意志と能力を有する者であること。
- 5号要件：事業計画が基本方針に適合すること。
- 6号要件：事業により設置する施設又は工作物が、事業区域に係る土地に通常の建築物が建築されてもその構造に支障がないものとして政令で定める耐力以上の耐力を有するものであること。
- 7号要件：事業の施行に伴い、事業区域にある井戸その他の物件の移転又は除却が必要なるときは、その移転又は除却が困難又は不適当でないと認められること。

中央新幹線(品川・名古屋間)の使用認可に関する処分の手続について



国土交通省

関係行政機関の意見の聴取(法第18条)

- ①国土交通大臣は、使用の認可に関する処分を行おうとする場合において、関係のある行政機関の意見書の添付がなかったとき
その他必要があると認めるときは、原則として関係のある行政機関の意見を求めなければならない。
- ②関係のある行政機関は、使用の認可に関する処分について、国土交通大臣に対して意見を述べることができる。

例:安全の確保、環境の保全、文化財の保存 等

※大深度地下使用協議会における協議(法第7条)を通じて実施

手続の流れ・今後の予定

